

計算書類に対する注記（法人全体用）

別紙1

1. 繼続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・決算日の市場価格に基づく時価法

- (2) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
・無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職給付制度に加入している職員の退職金要支給額を計上している。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
- ・徴収不能引当金
徴収不能引当金として計上する額は次の①と②の合計額による。
 - ① 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
 - ② 上記①以外の債券の総額に、過去の徴収不能額の発生割合に乘じた金額当期は、徴収不能金額が発生しなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職給付制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令 第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令 第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令 第1号第3様式、第2号第3様式、第3号様式)
(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令 第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令 第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では収益事業は一拠点の為省略。

- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 堺 拠点区分（社会福祉事業）

「法人本部」

「はるのヘルパーステーション中百舌鳥」

イ 就労継続支援A 拠点区分（社会福祉事業）

「みらいじゅ堺」

ウ 訪問看護拠点区分（公益事業）

「はるの訪問看護ステーション」

エ OHANA中百舌鳥拠点区分（公益事業）

「OHANA中百舌鳥」

オ OHANA百舌鳥梅町拠点区分（公益事業）

「OHANA百舌鳥梅町」

カ 不動産賃貸業拠点区分（収益事業）

「不動産賃貸業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	79,486,397	0	0	79,486,397
建物	57,450,856	0	1,888,436	55,562,420
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	146,937,253	0	1,888,436	145,048,817

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	60,000,000円
土地（運用財産）	150,000,000円
建物（運用財産）	270,272,961円
計	480,272,961円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	522,230,957円
計	522,230,957円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本）	61,841,270	6,278,850	55,562,420
建物（その他固定）	354,397,395	28,310,348	326,087,047
車輌運搬具	3,419,712	526,693	2,893,019
器具及び備品	4,750,654	2,374,902	2,375,752
有形リース資産	29,229,984	24,771,404	4,458,580
合 計	453,639,015	62,262,197	391,376,818

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（堺拠点区分用）

別紙2

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く） 一 定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く） 一 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

- ・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職給付制度に加入している職員の退職金要支給額を計上している。

- ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

- ・徴収不能引当金

徴収不能引当金として計上する額は次の①と②の合計額による。

① 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

② 上記①以外の債券の総額に、過去の徴収不能額の発生割合に乘じた金額

当期は、徴収不能金額が発生しなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 採用する退職給付制度

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職給付制度

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 堀 拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

ア 法人本部

イ はるのヘルパーステーション中百舌鳥

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	10,000,000	0	0	10,000,000

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（運用財産）	60,000,000円
計	60,000,000円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	156,632,000円
計	156,632,000円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	61,841,270	6,278,850	55,562,420
器具及び備品	267,784	247,833	19,951
有形リース資産	11,961,072	10,742,492	1,218,580
合 計	74,070,126	17,269,175	56,800,951

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（就労継続支援A拠点区分用）

別紙2

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く） 一 定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く） 一 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

- ・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職給付制度に加入している職員の退職金要支給額を計上している。

- ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

- ・徴収不能引当金

徴収不能引当金として計上する額は次の①と②の合計額による。

① 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

② 上記①以外の債券の総額に、過去の徴収不能額の発生割合に乘じた金額

当期は、徴収不能金額が発生しなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 採用する退職給付制度

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職給付制度

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 就労継続支援A 拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア みらいじゅ埠

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	79,486,397	0	0	79,486,397
建物	57,450,856	0	1,888,436	55,562,420
合 計	136,937,253	0	1,888,436	135,048,817

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	60,000,000円
計	60,000,000円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	156,632,000円
計	156,632,000円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本)	61,841,270	6,278,850	55,562,420
建物(その他固定)	276,000	24,334	251,666
車輌運搬具	3,419,712	526,693	2,893,019
器具及び備品	264,000	123,750	140,250
有形リース資産	15,344,640	12,104,640	3,240,000
合 計	19,304,352	12,779,417	6,524,935

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（訪問看護拠点区分用）

別紙2

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・決算日の市場価格に基づく時価法

- (2) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産（リース資産を除く） 一 定額法
・無形固定資産（リース資産を除く） 一 定額法
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給共済制度に加入している職員の退職金要支給額を計上している。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
- ・徴収不能引当金
徴収不能引当金として計上する額は次の①と②の合計額による。
 - ① 每会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
 - ② 上記①以外の債券の総額に、過去の徴収不能額の発生割合に乘じた金額当期は、徴収不能金額が発生しなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 採用する退職給付制度

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職共済制度

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) はるの訪問看護ステーション 拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア はるの訪問看護ステーション

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（OHANA中百舌鳥拠点区分用）

別紙2

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・決算日の市場価格に基づく時価法

- (2) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
・無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給共済制度に加入している職員の退職金要支給額を計上している。
・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
・徴収不能引当金
徴収不能引当金として計上する額は次の①と②の合計額による。
① 每会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
② 上記①以外の債券の総額に、過去の徴収不能額の発生割合に乗じた金額
当期は、徴収不能金額が発生しなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 採用する退職給付制度

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職共済制度

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) OHANA中百舌鳥拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア OHANA中百舌鳥

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	4,018,120	1,921,347	2,096,773
有形リース資産	333,576	333,576	0
合 計	4,351,696	2,254,923	2,096,773

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記 (OHANA百舌鳥梅町拠点区分用)

別紙2

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給共済制度に加入している職員の退職金要支給額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 - ・徴収不能引当金
徴収不能引当金として計上する額は次の①と②の合計額による。
 - ① 每会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
 - ② 上記①以外の債券の総額に、過去の徴収不能額の発生割合に乘じた金額当期は、徴収不能金額が発生しなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 採用する退職給付制度

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会が実施する退職共済制度

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) OHANA百舌鳥梅町 拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア OHANA百舌鳥梅町

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	200,750	81,972	118,778
有形リース資産	1,590,696	1,590,696	0
合 計	1,791,446	1,672,668	118,778

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,423,010	0	3,423,010
合計	3,423,010	0	3,423,010

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（不動産賃貸業拠点区分用）

別紙2

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給共済制度に加入している職員の退職金要支給額を計上している。

- ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

- ・徴収不能引当金

徴収不能引当金として計上する額は次の①と②の合計額による。

① 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

② 上記①以外の債券の総額に、過去の徴収不能額の発生割合に乘じた金額

当期は、徴収不能金額が発生しなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

2. 採用する退職給付制度

該当なし

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 不動産賃貸 拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃貸業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（その他固定資産）	90,000,000円
建物（その他固定資産）	270,272,961円
計	360,272,961円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	365,598,957円
計	365,598,957円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（その他固定）	292,280,125	22,007,164	270,272,961
合 計	292,280,125	22,007,164	270,272,961

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし